

フォーバル GD&Xリサーチ研究所

RESEARCH REPORT

研究レポート

中小企業のESG経営：G（企業統治）



2024年8月23日 フォーバル GD&Xリサーチ研究所 編集

GD&X
GD&Xリサーチ研究所

サマリー・レポート概要

企業の存在意義を示す経営理念を策定している企業は

41.5%

54.7% の企業は

コンプライアンス・倫理に関する方針を作成していない

42.5% の企業は

不正行為に対する自社の方針を定めていない

本レポートの調査結果をご利用いただく際は、
必ず【フォーバル GDXリサーチ研究所調べ】とご明記ください。

■ レポート概要

- ・ 調査主体：株式会社フォーバル
- ・ 調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日
- ・ 調査対象者：全国の中小企業経営者
- ・ 調査方法：ウェブでのアンケートを実施し、回答を分析
- ・ 有効回答数：990人

中小企業のESG経営：G（企業統治）

本研究レポートでは、過去2回にわたってESGを紹介してきました。ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）に配慮した経営を表す言葉で、投資家や金融機関などから注目されています。過去2回ではE（環境）とS（社会）を取り上げました。今回は3つ目のG（企業統治）について考えていきます。

ESGにおけるG（企業統治）とは「コーポレートガバナンス」とも呼ばれる、健全な経営に向けて求められる仕組みや管理体制の構築のことです。近年、コンプライアンス（法令遵守）の重要性が指摘される中で特に関心が持たれています。

企業統治が脆弱だと、例えば上記のコンプライアンスの他にも、経営の透明性やステークホルダーの権利保護、不正行為の防止などへの監視が行き届かなくなります。具体的な取り組みとしては、経営に第三者の視点を入れることや、有識者によるアドバイスの導入、社内管理体制の構築と罰則規程の明確化、さらにはこれらの文書化による社内への情報共有などがあります。企業統治への取り組みを強化することにより、組織力はもちろんのこと、株主や取引先などからの評価が高まり、持続可能な経営に資するといわれています。

こうした取り組みは、中小企業でどの程度進んでいるのでしょうか。中小企業のESGへの取り組みに関する調査から、今回はG（企業統治）の結果を報告します。さらに、業界研究として「2024年問題」で注目されている建設業を個別に取り上げ、分析しました。

■ 目次

1. 企業統治活動に不可欠な基本的取り組み	4
1-1. 経営理念の有無	4
1-2. 企業統治に関する規程や書類の策定	5
1-3. コンプライアンス・倫理に関する方針の開示	6
2. 企業統治活動への具体的な取り組み	7
2-1. 税、会計処理の透明性確保のためのリスク管理	7
2-2. 外部専門家の確保、不正行為に対する対応方針の開示	8
2-3. 第三者認証や認定の取得	9
3. 「建設業」の企業統治への取り組み状況	10
4. まとめ・あとがき	11

1. 企業統治活動に不可欠な基本的取り組み

はじめに、今回の「企業統治」に関する具体的な取り組みを行う前段階について調査した結果を報告する。報告するのは、「経営理念の有無」「規程や書類の策定」「コンプライアンス・倫

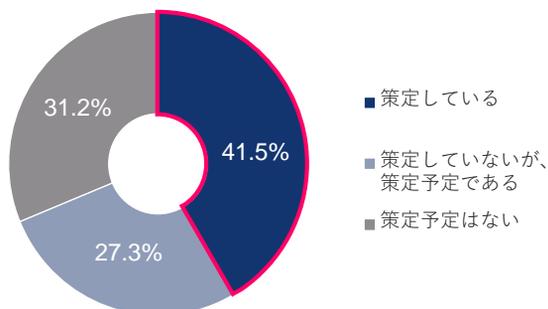
理に関する方針」の3点で、いずれも企業統治に関する活動を進めるうえで基本となるものである。

1-1. 経営理念の有無

ESG経営のG（企業統治）を進めるうえで最も重要なことの 하나가経営理念の有無であろう。経営理念は企業によって定義が異なるが、一般的に会社が存在する意義、企業内の管理・運営についての考え方を指した会社経営の骨格を成す言葉・概念となる。この経営理念に基づき、企業統治に関する取り組みが決まり、実行される部分も多々あるだろう。本設問についての回答は、「策定している」が41.5%と半分に満たない状況であった。2022年2

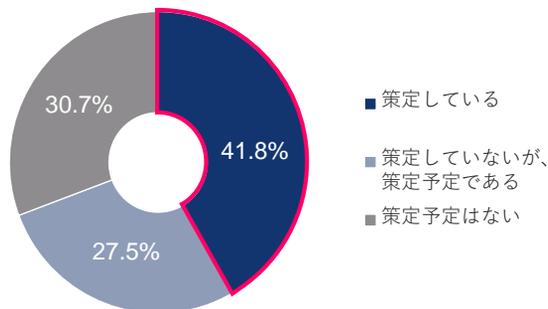
月にも同様の調査を行っており、それと比較すると、前回の調査も今回と同様に、約4割という結果であった。今回のテーマであるG（企業統治）以外のあらゆる経営施策においても、経営理念やビジョンが会社経営におけるベースとなる。また、従業員が企業の方針を理解し、それに適した活動を行うためにも非常に重要な概念であり、今後、経営理念を策定する企業がさらに増えることを期待したい。

■ 経営理念の有無 (n=990)



調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

再掲 ■ 経営理念の策定 (n=1,549)



調査期間：2022年2月4日～3月31日

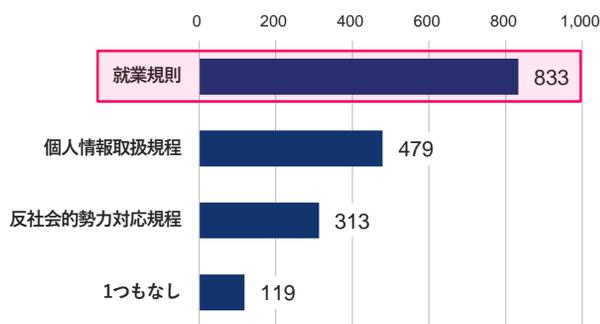
1. 企業統治活動に不可欠な基本的取り組み

1-2. 企業統治に関する規程や書類の策定

次に、経営に関する基本的な規程類（就業規則、個人情報取扱規程、反社会的勢力対応規程）や従業員名簿といった書類の策定状況について聞いた。

まず、策定している規程で最も多かったのは「就業規則」の833社、次に「個人情報取扱規程」の479社、「反社会的勢力対応規程」の313社であった。従業員との雇用契約を結ぶうえで必要な就業規則のように、必要性が高い規程ほど策定する傾向にある状況がうかがえた。

■ 規程の策定（n=990、複数回答）

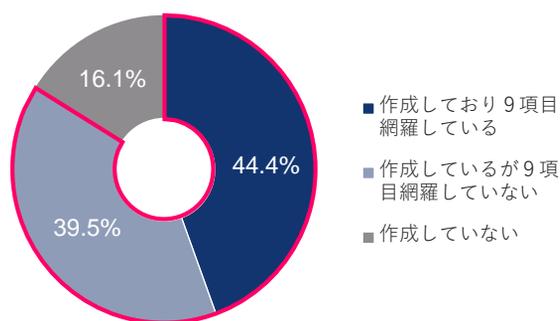


調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

ただ、現状どれも策定できていない企業も119社となり、これは全体の約12%であった。

従業員名簿の作成については、「作成しており9項目※網羅している」、「作成しているが9項目網羅していない」の合計が83.9%であり、大半の企業が作成済みであった。だが、作成していない企業が16.1%に及んでおり、まだ作成していない企業は速やかに対応することを推奨したい。

■ 従業員名簿の作成（n=990）



調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

※「氏名」・「生年月日」・「性別」・「住所」・「従事する業務（従業員30人以上の企業のみ義務）」・「業務履歴」・「雇用年月日」・「退職年月日と事由」・「死亡年月日と原因」の9項目の記載が、従業員名簿策定の際に義務づけられている。

1. 企業統治活動に不可欠な基本的取り組み

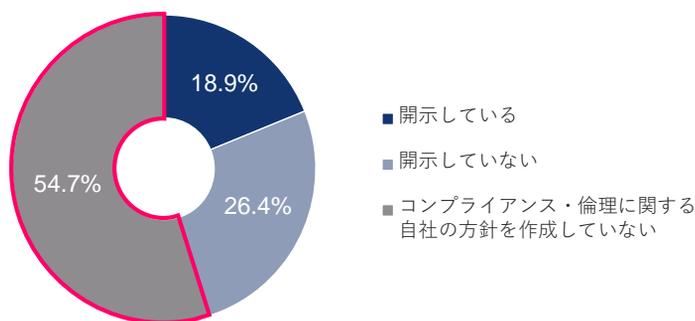
1-3. コンプライアンス・倫理に関する方針の開示

第1章の最後は、コンプライアンス・倫理に関する方針を従業員へ開示しているかどうかについての調査結果を報告する。

企業統治を進めるとき、企業のコンプライアンスや倫理に関する方針を策定し、それを従業員に開示することで、その方向性を全従業員で共通認識として持つことができ、推進が加速される。本設問については「開示している」が約2割と少ない状況であり、また、そもそも「コンプライアンス・倫理に関する自社の方針を作成していない」という回答が最も多く、54.7%であった。

コンプライアンスや倫理に関する問題が起こった際に企業の考えや方針が明確になっていないと、従業員により異なったり、会社として統一性のない対応となってしまう可能性もある。第1章では経営理念からコンプライアンス・倫理に関する方針まで見てきたが、一部を除き未対応や手つかずの状況が見てとれた。ESG経営のG（企業統治）が促進されるためにも、まずは目の前の足場を固めることからはじめていただきたい。

■ コンプライアンス・倫理に関する方針の開示 (n=990)



調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

2. 企業統治活動への具体的な取り組み

ここからはESG経営のG（企業統治）の推進に向けた具体的な取り組みについて報告する。税

や会計の透明性確保のための取り組みをはじめ、5つの指標を設定して調査を行った。

2-1. 税、会計処理の透明性確保のためのリスク管理

このページでは、税と会計処理の透明性確保のためのリスク管理についての調査結果を報告する。どちらにおいてもガバナンスの観点でいうと透明性をしっかりと確保し、処理をすることが重要だ。

まず、税の透明性確保のためのリスク管理については、できている企業が68.1%、できていない企業が31.9%であった。中小企業の場合、税務・会計に関わる人材が社内に不足していることや、税理士・会計士に丸投げしていて自社で管理できておらず、状況がわかっていない可能性が考えられる。

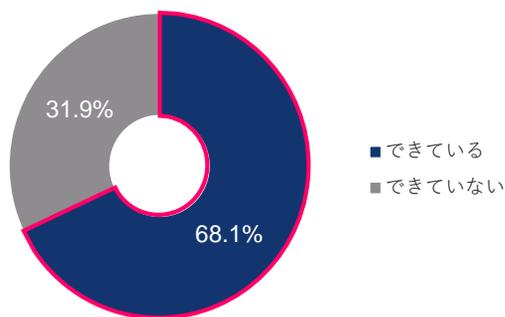
次に、会計処理の透明性確保のためのリスク管理については、正しく年度の決算報告をしてい

るか、それに加え、月次決算も行いお金の流れの把握に努めているかについて聞いた。

「決算報告書等の作成とともに月次決算も実施している」企業は56.9%と約半数を占めた。一方で、月次決算まではできていないが「決算報告書等の作成を実施している」企業は33.6%。9.5%の企業は「取り組みができていない」ことが確認された。

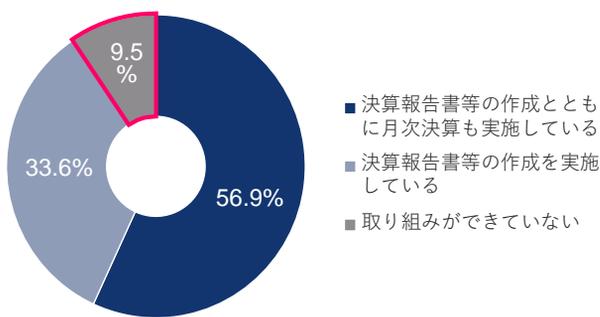
株式会社は会社法により決算報告が義務付けられている。月次決算も行い、お金の流れや毎月の売上・利益を把握することも重要だが、最低限の決算報告書の作成ができていない企業が一定数いることも明らかになった。該当する企業は、決算報告書を必ず実施する体制づくりが急務である。

■ 税の透明性確保のためのリスク管理 (n=990)



調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

■ 会計処理の透明性確保のためのリスク管理 (n=990)



調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

2. 企業統治活動への具体的な取り組み

2-2. 外部専門家の確保、不正行為に対する対応方針の開示

ここでは、社会保険労務士や会計士（または税理士）などの「外部専門家、アドバイザーの確保」と、「不正行為に対する対応方針の従業員への開示」の2項目についての調査結果を報告する。

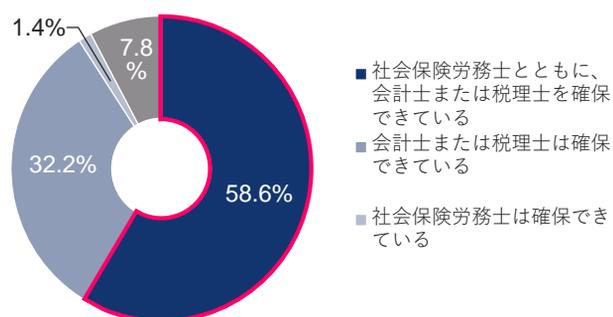
はじめに、外部専門家、アドバイザーの確保状況を報告する。「社会保険労務士とともに、会計士または税理士を確保できている」企業は58.6%に上った。「会計士または税理士は確保できている」という企業は32.2%、「社会保険労務士は確保できている」企業は1.4%、会計士または税理士をどちらも「確保できていない」企業は7.8%という状況であった。社会保険労務士は、就業規則（従業員10人未満の場合作成義務はない）のような規程作成や助成金の申請において、会計士や税理士は税処理や決算書作成

において依頼するケースが多く、本調査でも選択された割合が多くなったと推察される。これら以外にもいつ必要に迫られる事態が起こるかは分からないため、リスク回避のためにも外部専門家やアドバイザーの確保はしておきたい。

次に、不正行為に対する対応方針の従業員への開示は、「不正行為に関する自社の方針を定めていない」企業が最も多く42.5%であった。

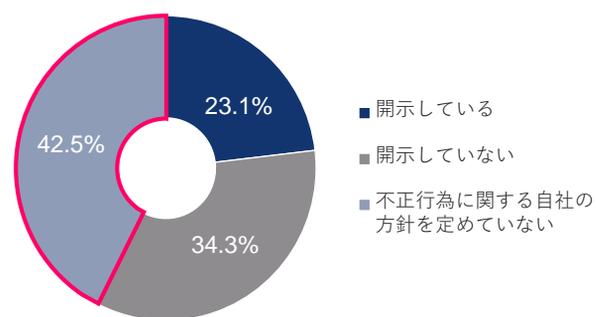
「開示している」企業が最も少なく23.1%、方針はあるが「開示していない企業」は34.3%と、本設問についてはまだまだ進んでいない傾向が見てとれた。外部専門家、アドバイザーの確保と同様、不正行為発生の際に備え、対応方針を定め、それを従業員に周知するために開示するよう経営者は努めていただきたい。

■ 外部専門家、アドバイザーの確保 (n=990)



調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

■ 不正行為に対する対応方針の従業員への開示 (n=990)



調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

2. 企業統治活動への具体的な取り組み

2-3. 第三者認証や認定の取得

第2章最後では、「第三者認証や認定の取得」についての調査結果を報告する。

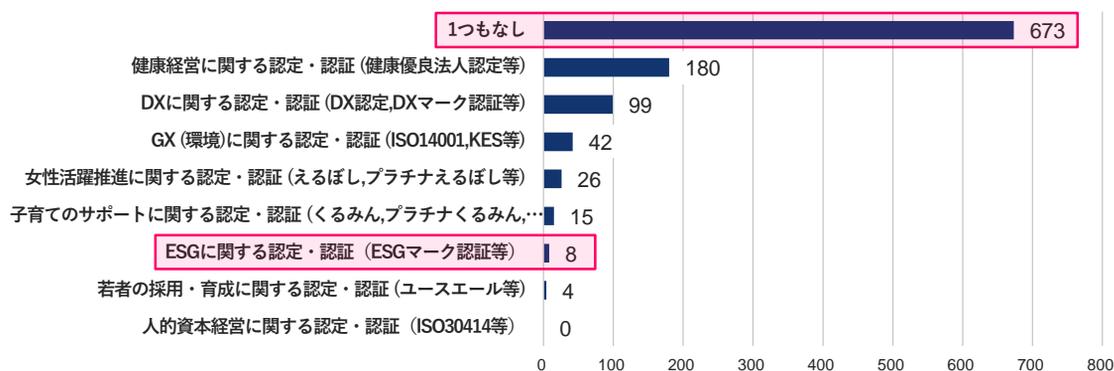
世の中やマーケットから求められている経営活動ができているかどうかを客観的に証明する、第三者認証や認定の取得の重要性はますます増している。中小企業における、これらの取得状況はどのようになっているのか。

今回選択肢で挙げた各第三者認証・認定について、1つも取得できていない企業が最も多く、回答企業990社のうち673社（回答総数の68.0%）という結果であった。取得が多い第三者認証や認定については、最も多かったのが健康経営に関する認定・認証（健康優良法人認定等）で180社、続いてDXに関する認定・認証

（DX認定、DXマーク認証等）が99社、GXに関する認定・認証（ISO 14001、KES等）が42社となった。

一方で、今回のテーマであるESGに関する認定・認証（ESGマーク認証等）については8社と少ない状況だった。ESGの促進を証明する第三者認証・認定については、特に中小企業向けのものが世の中に登場してまだ間もないことも関連していると推察される。取得企業が少ないのは致し方ない部分はあるが、だからこそ早めに取得すれば自社の強みにもつながるだろう。このような自社の強みにつながることについても経営者はアンテナを高く張って、社会の動きに注意を払っていただきたい。

■ 第三者認証や認定の取得（n=990、複数回答）



調査期間：2024年4月1日～2024年5月31日

3. 「建設業」の企業統治への取り組み状況

最後は、これまでの研究レポート「E（環境）」、「S（社会）」同様、2024年問題の対応に迫られている建設業をピックアップし、他業種との比較を行った。第1章の調査結果では特筆すべき点が多かったため、第2章の調査を中心に紹介する。

「税の透明性確保のためのリスク管理」では全業種よりも建設業の方が「できている」を選択した企業が多かった（「会計処理の透明性確保のための管理」の調査についても同様）。また、「外部専門家、アドバイザーの確保」についても、「社会保険労務士とともに会計士または税理士を確保できている」の割合が全業種よりも建設業の方が高い結果であった。2つ目の結果から、建設業は他の業種と比べ外部の専門家を積極的

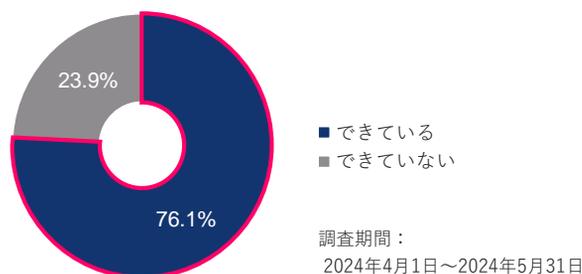
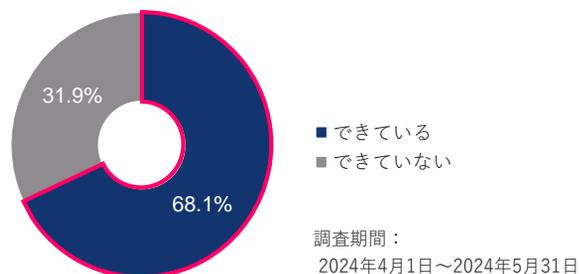
に活用する企業が多い傾向にある。その影響もあり（税理士、会計士を活用しているため）、税の透明性確保のためのリスク管理についても進んだ結果となっているのではないだろうか。

今回の調査で一つ注意したいのは、建設業に限ったことではないが、外部の専門家を活用するのは良いことだが、それが単なる丸投げとなり経営者が自社の経営数値、経営状況がわからない状態になってしまうことである。経営者が税や会計処理の透明性の必要性を正しく理解し、自社の事業推進の補完として外部専門家やアドバイザーを活用する。それがうまく進めば税や会計の透明性確保がさらに進むだろう。

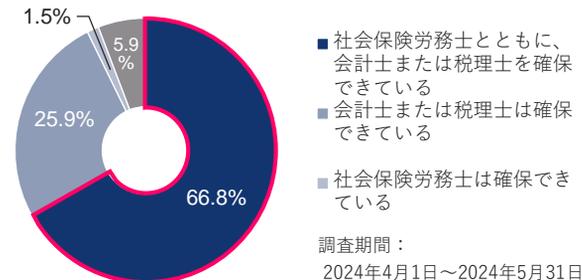
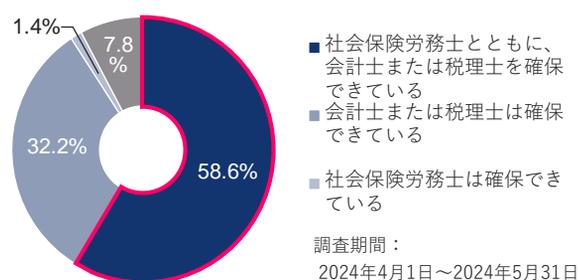
全業種 (n=990)

建設業 (n=205)

■ 税の透明性確保のためのリスク管理 (n=990)



■ 外部専門家、アドバイザーの確保 (n=990)



4. まとめ・あとがき

○ ESGのG（企業統治）は持続可能な経営に必須の取り組み

本レポートでは、ESGのうちG（企業統治）について、具体的な取り組みを行う前段階、すなわち企業統治を進めるうえでの社内管理体制の構築、さらに具体的な取り組みに分けて調査結果を報告した。社内管理体制の構築については、就業規則や従業員名簿の策定は多くの企業で進んでいるものの、個人情報取扱規程や反社会的勢力対応規程、コンプライアンス・倫理に関する方針などは、策定している企業の方が少ない結果であった。具体的な取り組みとして挙げた「税、会計処理の透明性確保のための管理」や「外部専門家、アドバイザーの確保」は過半数の企業が導入を進めているものの、対応できていない企業が多い実態も明らかになった。「不正行為に対する対応方針」を定めていない企業が42.5%に上ったことは、リスク管理への認識が薄い企業の多さを示しているとも言えるだろう。

ESGの3つのテーマのうち、G（企業統治）は企業経営の基本的な取り組みである。規模の小さな中小企業では、これまでの慣例に則った経営を踏襲し、敢えて明示化・文書化せずとも対応できると考えている経営者が多いと推察される。しかしながら、様々なステークホルダー（利害関係者）への配慮や法令遵守、不正の防止などへ

の対応に係る社会からの視線はますます厳しくなっており、近年はデジタル化社会における情報漏えいや不正アクセスなど、新たな課題も浮上している。こうしたリスクを防ぐために企業として対策を講じることは、企業の規模に関わらず必要な取り組みであろう。また、そうした取り組みがなされない場合は、顧客や取引先からの信頼が獲得できなくなる恐れがある。G（企業統治）は持続可能な経営に向けて必須の取り組みである。未着手の企業はぜひ積極的に導入を進めてもらいたい。

過去3回にわたってESGそれぞれにおける中小企業の取り組み状況について検証してきた。ESG投資、ESG経営などの言葉が盛んに使われるようになってから日が浅く、現状は大企業を中心に取り組みが進んでいるのが実情であろう。しかし今後は、企業の規模に関係なく、また遠くない将来にE（環境）、S（社会）、G（企業統治）それぞれへの取り組みがこれまで以上に重視され、評価される時代が来ると予想される。ESGへの取り組みは同業他社との差別化戦略はもちろん、強い組織づくりにおいても有効である。本レポートの調査結果を参考に、着手していない取り組みについてはぜひ導入の検討を進めてみてはいかがだろうか。

E（環境）に始まり、S（社会）、そしてG（企業統治）。それぞれに対する中小企業の取り組みを3か月に渡りお届けしました。企業の存在意義を示す経営理念を策定している企業が半数にも満たない、といった結果が示すように、今回のG（企業統治）においても中小企業の取り組みはまだこれから、という状態です。しかし、グローバルな視点で見ると投資額約4,500兆円以上、世界全体の投資額の24.4%を占める比率までESG投資の存在は大きいものとなっています。世界中

の投資家が注目をしており、大手企業はESGについての取り組みや発信を優先的に進めています。そして、ESG経営の対応は大手企業だけでなく大手企業のサプライチェーンに含まれている中小企業にも求められ、その流れは今後ますます加速していきます。まだ進んでいない中小企業のESG経営ですが、逆に早く取り組むことにより差別化できる可能性も秘めています。今回の研究レポートが今後の経営活動の一助となれば幸いです。

フォーバル
GD&Xリサーチ研究所
所長 平良 学

